

# 職務公正条例による不当要求対策

大阪弁護士会 民暴委員会委員  
共栄法律事務所 弁護士 濱 和哲

地方公共団体は、「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う」団体である（地方自治法第1条）。地方公共団体は、地方自治の基盤を提供する団体であり、営利を目的とする団体ではないから、その意味では民間企業とは異なる役割をもつ団体である。しかし、地方公共団体は、各種事業の主体となる団体でもあり、道路整備・拡張事業、土地区画整理事業、生活保護事業、災害復旧事業など多種多様な事業を遂行している。事業主体としての地方公共団体という観点でみた場合、地方公共団体の事業遂行は民間企業の事業遂行と異なるところはなく、地方公共団体には、民間企業と同様、平穩に業務を遂行すべき権利があると解される。

地方公共団体が事業を遂行する場面において、執拗な不当要求行為がなされた結果、地方公共団体が平穩に業務を遂行する権利が阻害される状況となった場合、地方公共団体は、平穩に業務を遂行する権利を被保全権利として、裁判所に対し、不当要求行為の差止め等を求める仮処分命令の申請を行うことができる。地方公共団体の不当要求対策は、主として、平穩業務遂行権の阻害を理由とした仮処分の発令によって行われてきたところである。

他方、多くの地方公共団体が制定する職務公正条例においては、不当要求行為への対応として、実施機関は不当要求者に対し、一定の措置（例えば、必要な警告、行為の公表、法的対応）をなし得る旨を規定しており、その意味において、不当要求対策は、職務公正条例によって要請された実施機関の責務でもある。

各地方公共団体の職務公正条例を比較してみると、不当要求者への対応のあり方に関しては、いくつかのパターンがあり、条例それぞれで個性が見受けられるが、多くの条例においては、不当要求行為の「公表」を不当要求対策の一つとして位置付けている。これは、不当要求者の氏名や行為を公表することにより、不当要求者に対し不当要求行為を思い止まらせることを期待したものであり、ここでの公表は、いわゆる「制裁的公表」の一種であるといえる。

これまでの地方公共団体の不当要求対策においては、行為者の氏名及び行為を公表することを有力な対策手法としては位置付けてこなかったと思われる。それは、個々の事案の性質にかんがみした場合、公表による効果が期待できないと判断されたことによる結果であると推察されるが、他方において、公表による解決が期待できる事案がないとも言い切れない。そういった事案においては、氏名及び行為の公表は、職務公正条例が認めた一つの措置でもあるのであるから、地方公共団体としては、不当要求対策の一手段として公表の

活用を積極的に検討すべきである。

ここでの公表は、一種の不利益処分であるから、事前手続として弁明の機会の付与が必要となる。そういった弁明手続の中で不当要求事案が解決に至ることも期待される場所である。

以上

\* 本内容における意見に関する部分は、執筆者個人によるものです。

\* 禁転載

も